

2024年6月18日

新潟地方最低賃金審議会長 様

## 実地視察の実施に関する意見書

レインボーユニオン

代表 山崎 武夫

低賃金労働者が増加するにつれ、最低賃金に関して関心が高まっています。

政府は、2030年代なかばまでに加重平均1,500円とすることを目標としていますが、地域間格差はどうするか、目標金額はいくらか、スピード感をどうするかなど、その考え方については、多様な意見があります。最低賃金の調査審議にあたり、それらの多数の意見をできるだけ多く取り上げることは重要です。

そこで、新潟県最低賃金を決定する材料の一つとして、以下のとおり、実地視察の実施を要望します。

## 記

新潟県最低賃金の調査審議にあたり、他県の例にならい、最低賃金の影響を強く受ける業界の事業場の視察を行うこと。

日程上、今年度の実施が難しいときは、来年度の実施に向けて検討すること。

- ・2023年度に地域別最低賃金の適用となる事業場を視察した地方最低賃金審議会  
岩手、埼玉、山梨、大阪、兵庫、鳥取、島根、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄  
(レインボーユニオン調べ)

- ・添付資料

2023年度兵庫地方最低賃金審議会資料

以 上



令和5年度 兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書  
( 宿 泊 業 )

実施日時：令和5年7月4日（火） 15時30分～17時00分

視察事業所：



視察委員：桜間裕章 委員 檀上亜都子 委員 松岡 直哉 委員

1. 事業所の概要

別添「事業所概要」1 記載のとおり。

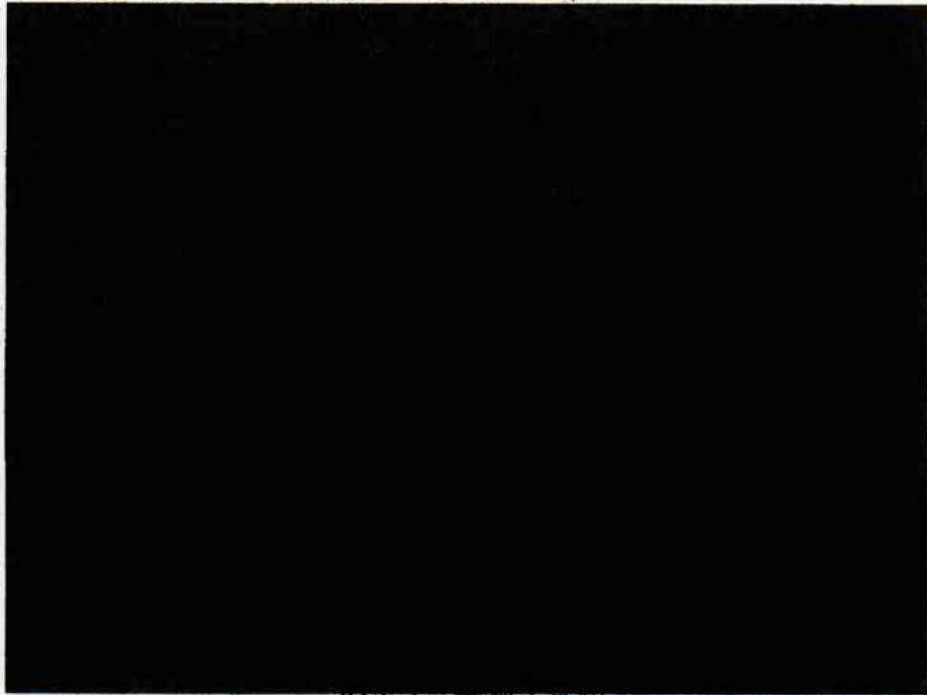


写真1 事業所外観

2. 事業所見学



写真2 事業所内の様子

3. 利用者からの意見聴取

(1) 労働条件に関する事項

別添「事業所概要」2 記載のとおり。



- (2) 賃金の改定状況について  
別添「事業所概要」3記載のとおり。
- (3) 事業経営の環境について  
別添「事業所概要」4の記載内容に基づき意見聴取を行った。
- ① 業界の現況と今後の見通しについて
- ・ゴールデンウィークの売上は昨年度から回復していたが、今年度については、兵庫県の旅行支援が切れていたため、思ったより伸び悩んだ状況。
  - ・外国人観光客についても、神戸は大阪京都よりも少ないため、インバウンドによる収益増加も限界がある。
- ② 自社の現況と今後の見通しについて
- ・コロナ禍はパートタイム労働者の雇用維持のために雇用調整助成金を活用していたが、利用客のうち9割は日本人の家族客であるため、コロナ禍で外国人観光客が減った際も同業他社よりは影響が少なかったと感じている。
  - ・厨房では機械化して収益アップを図っている。
- (4) 最低賃金について  
別添「事業所概要」5の記載内容に基づき意見聴取を行った。
- ・最賃額が上がることは、従業員にとっても良いことであると感じているが、人件費の占める割合が多くなるため、雇用継続できるよう、環境整備してほしい。
  - ・パートタイム労働者で扶養範囲内の勤務を望む方が多いため、就業時間調整のために年末年始の繁忙期に人手不足となってしまう。

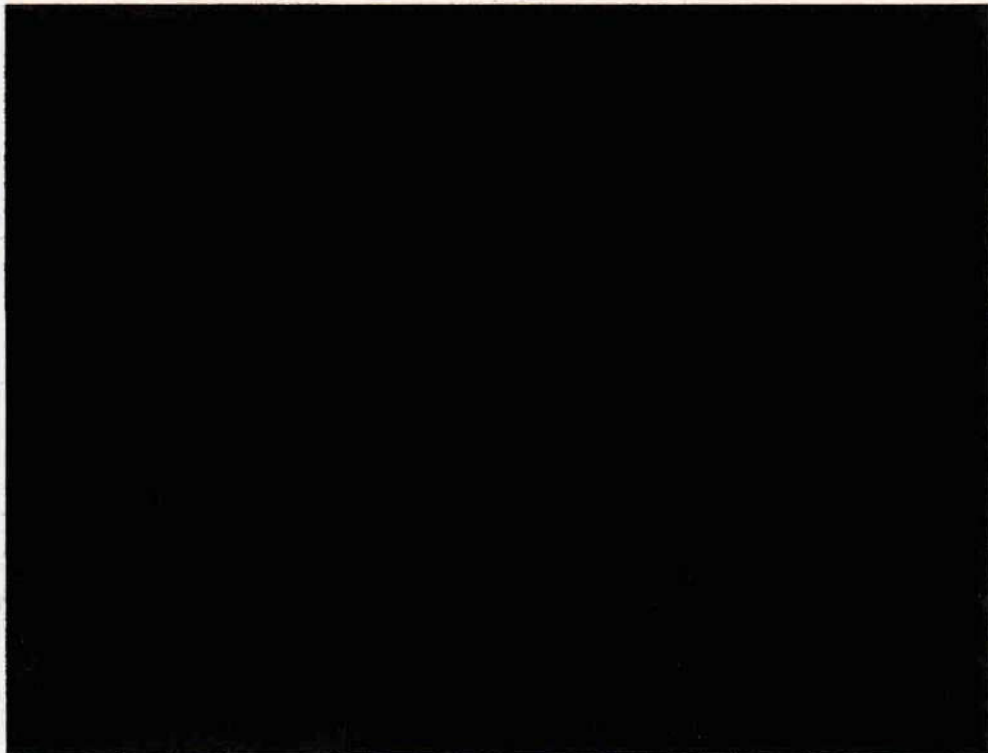


写真3 意見聴取の様子

#### 4. 労働者からの意見聴取

##### (1) Aさん

- ・勤続13年目のパートタイム労働者。ホテルフロントにてレセプション業務、ホテル、レストランの予約受付業務を担当している。
- ・令和4年12月までは扶養の範囲内で勤務しており、週3日勤務であったが、今年1月からは扶養を外れ週4~5日、1日8時間勤務している。
- ・扶養の範囲内で働いていたときは時給1000円程度であったが、現在はそこから300円程度上げてもらった。
- ・扶養の範囲内ではないので、賃金が上がればうれしい。

##### (2) Bさん

- ・勤続4年目のパートタイム労働者。ホテル向かいのブティックにて接客、オンラインショップの注文受け、発送業務に従事。
- ・扶養の範囲内で週3~4日、1日6時間勤務している。時給は1000円程度。
- ・平日は平均2.5人、土日は平均3~4人で店舗を回している。コロナ禍で客足は減ったが、直近のGWは少し回復した。
- ・時給が低ければその分責任が少ない印象があるので、賃金は上げてほしい反面、現状維持でも構わないと思っている。



(審議会限)

# 事業所概要

事業所名



適用する最低賃金

兵庫県最低賃金

兵庫地方最低賃金審議会(令和5年度)

1 事業所に関する事項

①名称

②所在地

③代表者職・氏名

④事業の概要

ホテル運営受託 (室数:30室)

飲食店経営 (ホテル内レストランのほか [ ] にてレストラン経営)

⑤労働者数

男

55名

女

115名

(うちパート)

( 22名)

( 102名)

(計)

170

名

(企業全体)

170

名

⑥資本金

万円

⑦年間売上額

万円

⑧設立年月日

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間

年間2083時間

②所定休日

103日

③賃金の支払い形態について

月給者26%、時給者74%

(月給者、日給者、時間給者の割合等)

④事業場内で賃金の最も低い者について(令和5年6月を想定)

(主な業務内容)

清掃

(金額)

時間給960円

(人数)

1

(年齢・性別)

女性・47歳

⑤初任給の推移

金額

年齢

令和3年

981

20

令和4年

981

20

令和5年

968

18

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について

有

②昨年度賃金改定を行った場合、その状況

実施時期、回数等

令和4年6月1日

改定率

1.44%

改定額

2500円

③本年度の賃金改定(予定)の有無について

有



④賃金改定を(・行った・行う予定)の内容について

実施時期、回数等	令和5年6月1日
改定率	1.44%
改定額	2500円

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

・物価高騰の影響により原材料費や人件費の占める割合が大きくなっている。  
・新型コロナウイルスが「5類」に移行したことにより、海外からのお客様が増えている。大阪・関西万博までは訪日客は増加傾向になる。

②自社の現況と今後の見通しについて

・物価高騰の影響により原材料費や人件費の占める割合が大きくなっている。  
・新型コロナウイルスが「5類」に移行したことにより、海外からのお客様が増えている。大阪・関西万博までは訪日客は増加傾向になる。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

新たに雇用する従業員だけでなく、既存従業員(特に新卒など若い世代)の賃金額決定の指標となっている。

②法定最低賃金の改定による影響について

・パート・アルバイトが多いため、人件費の増加が予想される。  
・若手社員の給与改定を行う事により全体の給与テーブルの見直しが必要な場合があり、人件費の大きな増加が予想される。

6 その他参考事項

特になし



令和5年度 兵庫地方最低賃金審議会実地視察報告書  
( 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 )

実施日時：令和5年6月28日（水） 10時00分～11時30分

視察事業所：



視察委員：山口隆英 委員 小西啓介 委員 瀬川里志 委員

1. 事業所の概要

別添「事業所概要」1記載のとおり。

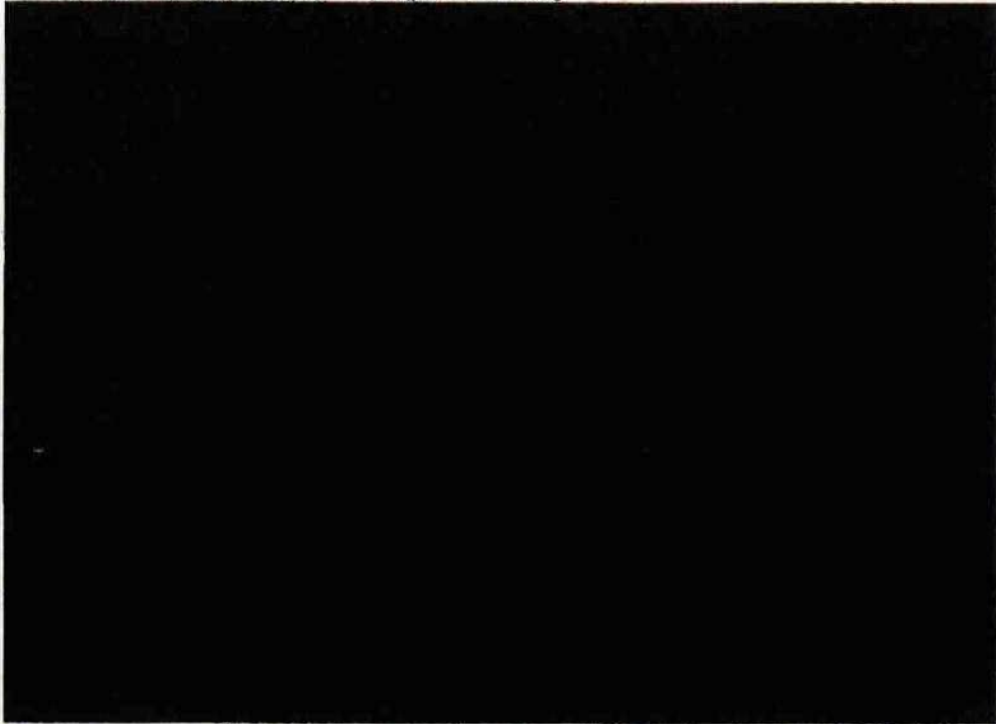


写真1 事業所外観

2. 事業所見学

にて皮革工房（革製品のクリーニング）、スニーカーク  
リーニング、ワイシャツクリーニング、寝具クリーニングの様子を見学した。

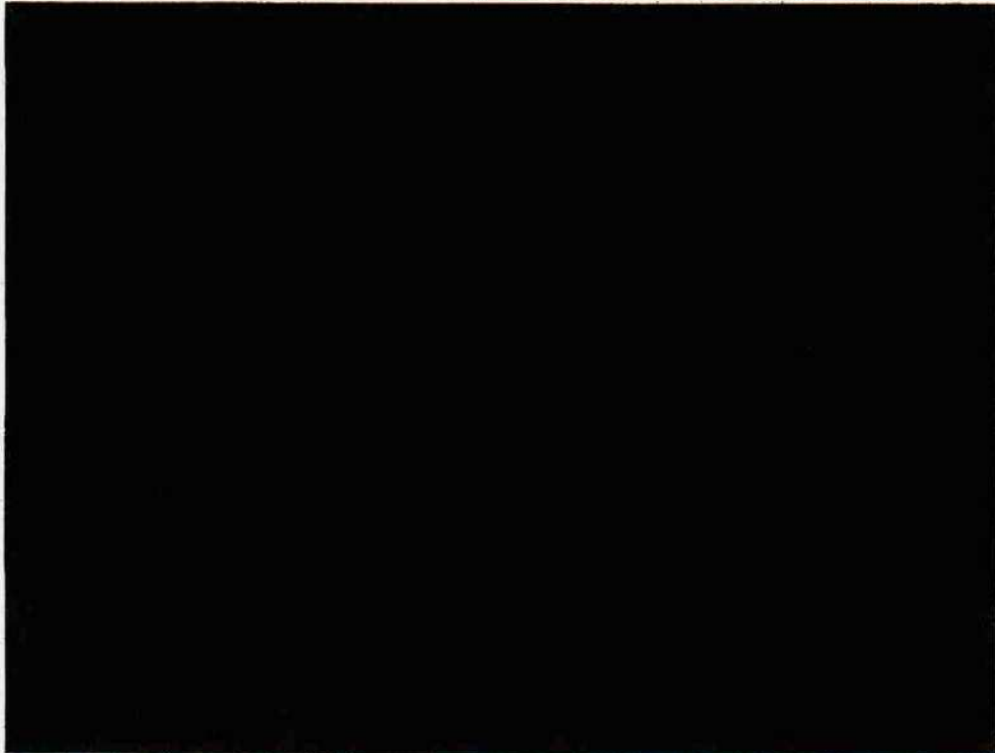


写真2 事業所内の様子



### 3. 使用者からの意見聴取

#### (1) 労働条件に関する事項

別添「事業所概要」2記載のとおり。

- ・コロナ禍の経営戦略の一環で一部週休3日制も取り入れており、事務所については木・土・日曜を休業としているとのこと。

#### (2) 賃金の改定状況について

別添「事業所概要」3のとおり。

#### (3) 事業経営の環境について

別添「事業所概要」4の記載内容に基づき意見聴取を行った。

##### ① 業界の現況と今後の見通しについて

- ・コロナ禍でクリーニング全体の需要が減少している。総務省家計調査によると、令和4年度のクリーニングに占める支出額は約2700億円。ピークは平成4年の約8100億円であったが、ピーク時と比較して約3分の1の支出額となっている。また、令和4年の約2700億円のうち約1000億円はコインランドリーに対する支出額であるため、クリーニング店利用については約5分の1になったと考えられる。
- ・昨今、同業者の倒産、M&Aが増加している。

##### ② 自社の現況と今後の見通しについて

- ・コロナ禍で売上げが2割減少した。生活スタイルの変化から、コロナ禍前の水準に戻ることはないと考えている。コロナ禍1年目は赤字となったが、14店舗、1工場の閉鎖、一部週休3日制を導入し稼働日を減らす等の取り組みにより、翌年度からは黒字転換できた。コロナの流行収束後、売上は5%程度戻った。
- ・現在営業している78店舗のうち18店舗（約15%）にはコインランドリーも併設しているが、コインランドリーの売上はコロナ禍前後で変わらない。同業他社においてもコインランドリーの売上はコロナの影響が少ないようである。
- ・今後、クリーニング業のみで経営していくのは困難であると考え、フード事業（ラーメン事業）やホテルリネン事業にも参入している。

#### (4) 最低賃金について

別添「事業所概要」5の記載内容に基づき意見聴取を行った。

##### ① 事業場における法定最低賃金の位置付け

- ・時間給者の最低額の指標としており、現在の最低額は1000円となっている。最低額については、毎年1月ごろに最低賃金の上昇額を予想し決定している。

##### ② 法定最低賃金の改定による影響について

- ・経営費のうち労務費の占める割合は、工場の労務費が18%、店舗及び事務所の労務費が30%、計48%となっている。



・時給者の年間総労働時間は約 30 万時間であり、賃金の上げ幅によっては大幅に労務費が増加する。

(5) その他

・求人については、インターネット求人等を活用している。応募数は増えており、人材確保には困っていない。



写真3 意見聴取の様子

4. 労働者からの意見聴取

(1) Aさん

- ・スニーカークリーニング、皮革工房担当のパートタイム労働者。
- ・勤続 13～14 年。事業所が自宅近隣であり、人間関係も良好なため働きやすいと感じている。
- ・賃金の主な用途は食費、生活費、子供の習い事。
- ・最賃額についてはあまり意識していない。現在の時給は約 1000 円。扶養範囲内とするため、収入は 130 万円以内となるように意識している。
- ・物価が上がっているため、自分の賃金額も上がってほしいと考えている。

(2) Bさん

- ・スニーカークリーニング、皮革工房担当のパートタイム労働者。
- ・勤続約 10 年。事業所が自宅近隣であり、人間関係も良好なため働きやすいと感じている。
- ・賃金の主な用途は子供の習い事、自分の小遣い。
- ・最賃額は知っている。扶養の範囲内とするために調整はしている。
- ・繁忙期と閑散期の収入差を埋めるために 2 工場（XXXXXXXXXX）で月・水・金曜に勤務し、別工場（XXXXXXXXXX）で火・木曜に勤務しているが、賃金額が上がれば勤務時間を減らすことができるため賃金額を上げてもらえる嬉しい。



(3) Cさん

- ・スニーカークリーニング、皮革工房担当のパートタイム労働者。
- ・勤続4年。繁忙期の3か月短期バイトで勤務を始めたが、働きやすい職場であったため現在まで勤務を続けている。
- ・賃金の主な用途は子供の学費。
- ・最賃額については知っている。扶養範囲の103万円以内とするために就業調整はしている。
- ・同じ時間で高い賃金がもらえるなら嬉しい。





(審議会限)

# 事業所概要

事業所名

--

適用する最低賃金

兵庫県最低賃金
---------

兵庫地方最低賃金審議会(令和5年度)

1 事業所に関する事項

①名称	[Redacted]		
②所在地	[Redacted]		
③代表者職・氏名	[Redacted]		
④事業の概要	クリーニング業 店舗数:78店舗、工場数:4工場		
⑤労働者数	男	21名	女 48名
(うちパート)		(18名)	(45名)
(計)	69		名
(企業全体)	328		名
⑥資本金	[Redacted]		万円
⑦年間売上額	[Redacted]		万円
⑧設立年月日	[Redacted]		

2 労働条件に関する事項

①所定労働時間	月173時間(社員) 1日5時間(9~15時)(パート)
②所定休日	火曜・木曜、年末年始、夏季休暇 年間111日
③賃金の支払い形態について	月給者10%、時給者90%
(月給者、日給者、時間給者の割合等)	
④事業場内で賃金の最も低い者について(令和5年6月を想定)	
(主な業務内容)	衣類クリーニング工程における軽作業
(金額)	960円
(人数)	4人(技能実習生)
(年齢・性別)	21~25歳 女性
⑤初任給の推移	金額 年齢
令和3年	930円
令和4年	950円
令和5年	1000円

3 賃金の改定状況について

①昨年度の賃金改定状況の有無について	あり
②昨年度賃金改定を行った場合、その状況	
実施時期、回数等	2022年1月 1回
改定率	約90%
改定額	10円~60円
③本年度の賃金改定(予定)の有無について	最低賃金の金額により改定の可能性あり



④賃金改定を(・行った・行う予定)の内容について

実施時期、回数等

2023年1月 年間1回

改定率

約90%

改定額

10円～60円

4 事業経営の環境について

①業界の現況と今後の見通しについて

コロナ禍で外出制限やテレワークの推進などによる生活環境の変化により、クリーニングの需要は激減しましたが、5類に引き下げになり、一時より売上は戻ってきておりますが、コロナ前の売上に戻ることはないと思込まれます。また、原油高騰により溶剤などクリーニング資材、電気、ガス、ボイラー代の値上がりや最低賃金の引き上げによる人件費の増加も経営状態の改善のネックとなっております。

②自社の現況と今後の見通しについて

上記の状態に加えて、弊社は近々社会保険の適用拡大対象事業所になるため、社会保険会社負担分の増額も見込まれます。

5 最低賃金について

①事業場における法定最低賃金の位置付け

時間給の最低額設定の指標となっております。

②法定最低賃金の改定による影響について

人件費の増額はもちろん、主婦パートが多いので、扶養内に収入を抑えようとし勤務時間を減らしてくると思われるので、人員不足を回避することが課題となると予想されます。

6 その他参考事項